



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） ..... 2
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 4
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 8
- 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する  
条例（子育て支援課） ..... 10
- 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） ..... 11
- 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） ..... 11

### 規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） ..... 12
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 13
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
（子育て支援課） ..... 13
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正  
する規則（子育て支援課） ..... 13

### 公布された条例のあらまし

#### ○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正することとした。  
＜第1条＞  
大麻草採取栽培者免許申請手数料、大麻草採取栽培者登録変更手数料及び大麻草採取栽培者免許証再交付  
手数料の徴収根拠を定める。（別表第3関係）
- 2 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞  
第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料、第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料及び第一種大麻草採取  
栽培者免許証再交付手数料の徴収根拠を定める。（別表第3関係）
- 3 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下  
「改正法」という。）附則第1条本文の政令で定める日から施行することとした。ただし、次の各号に掲げ  
る規定は、当該各号に定める日から施行することとした。（附則第1項）
  - (1) 附則第2項の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 改正法附則第1条第2号の政令で定める日
- 4 改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定の例による大麻草採取栽培者免許及び第一  
種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（附則第2項及  
び第3項関係）

#### ○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
  - (1) 当分の間、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、前事業年度の事業税について第46条  
第1項第1号アに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」という。）に該当したものであって、払  
込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とする。（附則第6条の2関係）
  - (2) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、一定の船  
舶を適用対象から除外する。（附則第16条関係）
  - (3) その他所要の改正を行う。（目次、第60条の1から第60条の8まで、附則第5条の2、第10条及び第11

条関係)

- 2 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
  - (1) 資本金1億円以下の法人等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とする。(第46条関係)
    - ア 払込資本の額が50億円を超える法人等(以下「特定法人」という。)との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの
    - イ 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの(アに掲げる法人を除く。)
  - (2) (1)ア又はイに掲げる法人に該当するかどうかを判定する日について所要の整備を行う。(第46条関係)
  - (3) その他所要の改正を行う。(第23条の2、第60条の2及び附則第6条の2関係)
- 3 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。(附則第1項)
  - (1) 1(3)(附則第5条の2に係る部分を除く。)に係る部分 公布の日
  - (2) 1(3)(附則第5条の2に係る部分に限る。)に係る部分 令和7年1月1日
  - (3) 1(1)及び(2)に係る部分 令和7年4月1日
  - (4) 2(1)、(2)及び(3)(附則第6条の2に係る部分に限る。)に係る部分 令和8年4月1日
  - (5) 2(3)(第60条の2に係る部分に限る。)に係る部分 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日
  - (6) 2(3)(第23条の2に係る部分に限る。)に係る部分 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第6項まで)

#### ○ 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 地方活力向上地域内に本社機能の移転等を行うため、事務所、研修施設等を新設し、これに併せて特定業務児童福祉施設を整備した事業者に対し、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除し、又は不均一の課税をする措置を講ずることとした。(第12条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

#### ○ 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 職員配置に関する特例を定めることとした。(附則第2項関係)
- 2 職員配置に関する基準を改めることとした。(別表の第1の1関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(附則第3項から第8項まで関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

#### ○ 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 基金を処分することができる場合を定めることとした。(第7条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第3条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

#### ○ 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。(第7条及び第8条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

## 条 例

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第35号

## 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 大麻取扱者免許申請手数料の項中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に改め、同表大麻取扱者登録変更手数料の項中「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻取締法第10条第 5 項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第 6 条第 3 項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に改め、同表大麻取扱者免許証再交付手数料の項中「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「大麻取締法第10条第 6 項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第 7 条第 3 項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に改める。

**第 2 条** 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 大麻草採取栽培者免許申請手数料の項中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に改め、同表大麻草採取栽培者登録変更手数料の項中「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に改め、同表大麻草採取栽培者免許証再交付手数料の項中「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 改正法附則第 1 条第 2 号の政令で定める日

(準備行為として行う大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料の徴収)

2 この条例の公布の日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正法附則第 6 条の規定により改正法第 1 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）第 5 条第 1 項の規定の例による大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査については、1 件につき 6,800 円の手数料を徴収する。

(準備行為として行う第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料の徴収)

3 この条例の施行の日から第 1 項第 2 号に掲げる日の前日までの間において、改正法附則第 7 条の規定により改正法第 2 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定の例による第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査については、1 件につき 6,800 円の手数料を徴収する。

---

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第 36 号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 沖縄県税条例（昭和 47 年沖縄県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 60 条の 1—第 60 条の 8」を「第 60 条の 2—第 60 条の 9」に改める。

第 60 条の 8 を第 60 条の 9 とし、第 60 条の 1 から第 60 条の 7 までを 1 条ずつ繰り下げる。

附則第 5 条の 2 第 3 項中「同条第 14 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

**第 6 条の 2** 第 46 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項第 1 号イ中「1 億円以下のもの」とあるのは「1 億円以下のもの（前事業年度の事業

税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第 6 条で定める金額をいう。次項において同じ。）が10億円を超えるものを除く。）と、同条第 2 項中「1 億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「1 億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が10億円を超える法人であるかどうか」とする。

附則第10条及び第11条中「第60条の 4」を「第60条の 5」に改める。

附則第16条第 1 項第 1 号中「船舶の使用者」を「船舶（施行令附則第10条の 2 の 2 第 1 項で定めるものを除く。）の使用者」に、同項第 2 号中「第10条の 2 の 2 第 1 項」を「第10条の 2 の 2 第 2 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、同項第 3 号中「第10条の 2 の 2 第 3 項」を「第10条の 2 の 2 第 4 項」に、「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に、同項第 4 号中「第10条の 2 の 2 第 5 項」を「第10条の 2 の 2 第 6 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に、同項第 5 号中「第10条の 2 の 2 第 7 項」を「第10条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

## 第 2 条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第23条の 2 第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 所得税法第78条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第46条第 1 項第 1 号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の 2 で定める金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の 3 で定めるものを含む。）をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 6 に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第 2 号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（令和 6 年 3 月 30 日以後に当該法

人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第10条の4第1項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第10条の5で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

- (イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（(ア)に掲げる法人を除く。）

第46条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるものとする。

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第1号イ(ア)又は(イ)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定（次号に掲げる判定を除く。） 当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する6月経過日の前日、法第72条の29第1項、第3項又は第5項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日）

- (2) 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第 1 号イ(ア)又は(イ)の特定法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）

第60条の 2 第 1 項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第 6 条の 2 中「次項」を「次項第 1 号」に、「同条第 2 項」を「同条第 2 項第 1 号」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定（次号及び第 3 号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第 1 条中附則第 5 条の 2 第 3 項の改正規定 令和 7 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中附則第 6 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 16 条第 1 項の改正規定並びに附則第 3 項、第 4 項及び第 6 項の規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (4) 第 2 条の規定（次号及び第 6 号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 5 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (5) 第 2 条中第 60 条の 2 第 1 項の改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日
- (6) 第 2 条中第 23 条の 2 第 2 項第 2 号の改正規定及び次項の規定 前項に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（県民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前項第 6 号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例第 23 条の 2 第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 2 号中「寄付金」とあるのは、「寄付金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄付金とみなされるものを含む。）」とする。

（事業税に関する経過措置）

3 第 1 条の規定による改正後の沖縄県税条例（次項及び附則第 6 項において「7 年新条例」という。）附則第 6 条の 2 の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日（以下この項、次項及び附則第 6 項において「3 号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、3 号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 3 号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和 6 年 3 月 30 日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第 1 条の規定による改正前の沖縄県税条例第 46 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人に該当したものであって、同月 29 日の現況により資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であると判定され、かつ、同月 30 日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る 7 年新条例附則第 6 条の 2 の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和 6 年 3 月 30 日を含む事業年度の開始の日の前日から沖縄県税条例の一部を改正する条例（令和 6 年沖縄県条例第 36 号）附則第 4 項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

5 第 2 条の規定による改正後の沖縄県税条例第 46 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 2 項並びに附則第 6 条の 2 の規定は、附則第 1 項第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

6 7 年新条例附則第 16 条第 1 項の規定は、3 号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、3 号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

---

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 37 号

## 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「」で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下この条において「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「以下この条において同じ。」）（以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備」という。）を新設し、又は増設した者及び地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、かつ、当該新設に併せて同法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産（以下この条において「地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、又は増設した者にあっては当該地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人（以下この条において「中小事業者等」という。）にあっては、1,900万円）以上、地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、かつ、当該新設に併せて地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備を新設し、又は増設した者にあっては当該地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備及び地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備の取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者等にあっては、1,900万円）以上でなければならない。

第12条第1項第1号中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備」に改め、同項第2号及び第3号中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備又は地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備」に改め、同条第2項中「地方活力向上地域特別償却適用設備を新設し、又は増設した者」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却

適用設備を新設し、又は増設した者及び地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、かつ、当該新設に併せて地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備を新設し、又は増設した者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項後段の規定を適用する。

第12条第2項第1号及び第2号中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備又は地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

---

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第38号

### 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表附則第3項の項中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同表附則第4項の項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同表附則第5項の項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同表附則第6項の項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項の前の見出しを削り、同項を附則第 3 項とし、同項の前に見出しとして「（職員資格に関する特例）」を付する。

附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

（職員配置に関する特例）

- 2 別表の第 1 の 1 の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数については、当分の間、同表の第 1 の 1 中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。

別表の第 1 の 1 中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第39号

### 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年沖縄県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第81条の 2 第 4 項」を「第81条の 2 第 5 項」に改める。

第 7 条第 3 号中「第81条の 2 第 2 項」の次に「又は第 4 項」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第40号

## 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項から第4項まで並びに第8条第1項及び第2項中「算定政令附則第4条の規定により読み替えられた」を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

規 則

---

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県規則第37号

## 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第97号から第99号までを次のように改める。

- 97 大麻草採取栽培者免許申請手数料
- 98 大麻草採取栽培者登録変更手数料
- 99 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

第2条 沖縄県証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1項第97号から第99号までを次のように改める。

- 97 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
- 98 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料
- 99 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 改正法附則第1条第2号の政令で定める日  
（準備行為として行う大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料の取扱い）
- 2 この規則の公布の日からこの規則の施行の日の前日までの間における第1条の規定による改正後の沖縄県証紙条例施行規則別表第1項第97号の規定の適用については、同号中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」とあるのは、「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和6年沖縄県条例第35号）附則第2項の規定により徴収する手数料」とする。  
（準備行為として行う第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料の取扱い）
- 3 この規則の施行の日から第1項第2号に掲げる日の前日までの間における第2条の規定による改正後の沖縄県証紙条例施行規則別表第1項第97号の規定の適用については、同号中「第一種大麻草採取栽培者免

許申請手数料」とあるのは、「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和 6 年沖縄県条例第35号）附則第 3 項の規定により徴収する手数料」とする。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第38号

##### 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号並びに第 2 項第 1 号カ及び第 2 号キ中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備」に改め、同項第 3 号ケ及び第 4 号オ中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備又は地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第39号

##### 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第16条中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

7 第16条に規定する保育士の数については、当分の間、同条中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第40号

##### 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表第 1 項中「30人」を「25人」に改め、同表第 2 項中「20人」を「15人」に改める。

附則第13項を附則第14項とし、附則第10項から附則第12項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 9 項の前の見出しを削り、同項中「園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）」を「職員」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第 8 項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

9 第 6 条の規定により幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数については、当分の間、同条の表第 1 項中「25人」とあるのは「30人」と、同表第 2 項中「15人」とあるのは「20人」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷  
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地